不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について

明石市教育委員会事務局

１　【まとめ】不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績に反映する場合を定める告示（文部科学大臣が定める要件）の概要及び趣旨について

●不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を成績評価に反映させることについては、**①から③の要件全てを満たしていることが必要です。**

①当該児童生徒の学習の計画・内容が当該児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められる。
※「学年相応の学習をしていること」を示しています。

②学校と保護者等の間に十分な連携協力体制が保たれているとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握している。
※「保護者等から学習活動の状況を聞き取ることができる関係が構築されていること」を示しています。

③学校が、当該児童生徒本人と直接関わりを継続している。訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、当該児童生徒本人の学習活動の状況等について、定期的・継続的に把握し、当該児童生徒との間に適切な関わりを維持している。
※「教職員と児童生徒が、訪問やオンライン上で直接話しできる関係が構築されていること」を示しています。

２　【まとめ】留意事項

①在籍学年よりも下の学年の学習を行っているといった要件を満たしていない教科や要件を満たしていても評価材料が十分でない場合もあるため、全ての教科・観点について成績評価を記載することを求められるものではありません。

②指導要録の所見欄に学習状況を文章記述するなどの適切な記載に努める。

③学習活動の状況等の定期的・継続的な把握の頻度は、当該児童生徒の状況等を踏まえ各学校において適切に判断してください。最低限、学校における成績評価の通知の頻度（例えば学期ごと）に対応したタイミングで、学習状況等の把握を行う必要があります。

④上記③はあくまでも成績評価を行うための頻度を示したものです。関わりを持つという意味では、当該児童生徒の心理状況等を踏まえつつ、可能な限り細やかに学校が関わりを持ち続けていくことが重要です。そのため、担任以外の教職員も行うよう学校全体で取り組んでください。

⑤教室に行くことができなくとも、校内フリースペース等で教師等から相談・指導を受けている児童生徒については、個別具体の事情も踏まえつつ、学校に登校しているものとして成績評価を行うことが可能です。

上記、留意事項については一部を抜粋し、まとめたものです。詳細及び具体例等については、文部科学省ホームページから「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」をご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155_00002.htm